自動車騒音の大きさの許容限度（昭和 50 年９月環境庁告示第 53 号）の改正案について

令和８年１月９日

水・大気環境局モビリティ環境対策課

１．告示改正の背景

二輪車の走行騒音規制については、平成 24 年４月の中央環境審議会「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について（第二次答申）」を踏まえ、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」（平成 10 年条約第 12 号）に付属する規則（以下「協定規則」という。）第 41 号の走行騒音規制を導入しているところ。

今般、当該協定規則が改正されたことに伴い、自動車騒音の大きさの許容限度（昭和 50 年９月環境庁告示第 53 号。以下「告示」という。）について所要の改正を行うものである。

２．改正の内容

二輪車走行騒音規制の協定規則第 41 号について、第５改訂版から第６改訂版へ改正が行われたことに伴い、告示で引用している協定規則の改訂版の番号を変更する。

また、その他所要の改正を行う。

３．施行期日等

令和８年 １月９日　公布

令和８年１月 11 日　施行

※　国土交通省の告示（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年７月国土交通省告示第 619 号））の一部改正と同日の公布・施行とする。